

実験利用棟のスリット寸法の変更について

令和元年 12 月 6 日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

1. 経緯

現在、実験利用棟耐震改修工事では、既存壁の補強及びスリット施工のために、既存のコンクリート建築物の解体等を進めたところ、スリット施工予定個所にある設備や既存設備との取り合いのため、現状のスリット施工予定個所で施工することが困難なことが判明した。

2. 対応方針

既存部との取り合い等により、施工に変更が生じる場合に備え設工認申請書の図中に予め注記を付けることとしていたが、実験利用棟の耐震スリットの仕様（第 1 編実験利用棟の耐震改修表-1.8）及び詳細図（添付書類 2-1 図-2-1.24 及び図-2-1.25）から記載がないため、当該仕様及び図中にその旨の注記を新たに付け加え、現場の状況を踏まえたうえで同等以上の耐震性を有する施工としたい。

3. 耐震性を有する変更の内容

(1) スリット位置の「一」側の変更

スリット位置の寸法は、スリットを設置する際のコアボーリングマシンやコンクリートカッターマシン等が十分設置できる寸法として（柱面や梁前から）100mmとしている。スリットの設置は、柱や大梁の剛性が雑壁（そで壁、垂壁、腰壁）によって高まることで、応力が集中している部位に対して、雑壁を切り離すことで応力が集中することを避けることを目的としている。したがって、スリット位置の寸法を「一」側に変更することは、剛性が低減される方向であり、耐震評価に影響はない。

(2) スリット上及び近傍に小開口がある場合の変更

小開口がスリット上及びに近接しているものについては、小開口がスリットの一部と見なせるため、スリットの位置は、小開口手前までに変更する。

4. まとめ

現場の状況に応じて 3. に示した範囲内で施工箇所を変更することは耐震評価上問題ないため、変更の届出により、2. に記載した対応をとることとしたい。